

一般社団法人資源・素材学会表彰・奨学規程

平成 30 年 12 月 19 日 制定
令和元年 7 月 10 日 改訂

第 1 章 総則

第 1 条 一般社団法人資源・素材学会細則第 30 条に定める表彰・奨学委員会の所掌事項について、本規程に定める。

第 2 条 一般社団法人資源・素材学会定款第 4 条第 1 項(1), (5), (7), (8)に定める事業における表彰, 奨学金貸与者の選考および外部団体表彰・助成に対する推薦等の審査を行うため、本規程を定める。

第 2 章 表彰

第 3 条 この規程による表彰を次の 7 つとする。

学会賞（渡辺賞）
学会賞（学術功績賞）
論文賞
功労賞
奨励賞
技術賞
若手ポスター発表賞

第 4 条 学会賞（渡辺賞）は、故渡辺渡博士（日本鉱業会第 3 代会長）の意志にそって、資源・素材に関する技術の進歩に多大なる貢献をなした個人または団体に授与する。

第 5 条 学会賞（学術功績賞）は、我が国の資源・素材に関する学術文化の発展に多大なる貢献をなした個人または団体に授与する。

第 6 条 論文賞は、本会の査読を経て Journal of MMIJ、または Materials Transactions に掲載された論文の中から、特に優秀なものに授与する。

第 7 条 功労賞は、定款第 4 条に定める本会の事業の推進に功績があったと認められる個人または団体に授与する。

第 8 条 奨励賞は、満 40 歳の誕生日が原則として翌年 1 月 1 日以降の本会会員で、その研究業績が、独創性および将来性に富むと認められた個人に授与する。

第9条 技術賞は、満45歳の誕生日が原則として翌年1月1日以降の本会会員で、その技術業績が、独創性および将来性に富むと認められた個人に授与する。

第10条 若手ポスター発表賞は、原則として発表時に満35歳未満の正会員または学生会員を対象とし、本会が主催する春季大会または秋季大会のポスターセッションにおいて特に優れた発表を行った者に授与する。

第11条 各賞の表彰は、毎年1回定時社員総会に付随して行う。ただし、若手ポスター発表賞の表彰は春季大会または秋季大会毎に行う。

第12条 受賞候補の選考等については、別に内規に定める。

第3章 一般財団法人日本鉱業振興会菅記念奨学金に対する申請案件の審査

第13条 一般財団法人日本鉱業振興会とともに鉱業奨学委員会を編成し、菅記念奨学金実施規則に基づき奨学金に対する申請案件を審査し推薦者を決定する。

第4章 一般財団法人日本鉱業振興会助成に対する申請案件の審査

第14条 一般財団法人日本鉱業振興会の少壮研究者による海外科学技術研究調査および試験研究助成に対する申請案件を審査し推薦者を決定する。

第5章 外部団体が行う表彰・助成に対する審査

第15条 第13条、第14条に定めるもの以外の外部団体が行う表彰・助成に対する申請案件を審査し推薦の可否を決定する。

第6章 補則

第16条 この規程の改廃は理事会の議を経て行う。

附則

平成30年12月19日、一般社団法人資源・素材学会表彰規程(平成29年12月20日改訂)を廃し、当該規程に菅記念奨学金に対する申請案件、日本鉱業振興会の少壮研究者による海外科学技術研究調査および試験研究助成に対する申請案件、その他外部団体表彰・助成の審査の業務を加え、一般社団法人資源・素材学会表彰・奨学規程を制定する。

この規程は、令和元年7月10日から適用する。